

文恭院實紀

二

庫	文	閣	内
三三		三六〇	和
一函		六四	書
一四	五	號	類
架	冊		

庫	文	閣	内
四九		三六	和
一函		九四	書
一四	九	號	類
架	冊		

天明七丁未
自四月
至六月

内閣文庫	
番號	和36064
冊數	55(2)
函號	149 36



文恭院實紀

天明七年丁未 至從 六月 正月

二

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

文恭朝寶鑑

天即十年丁未年五月

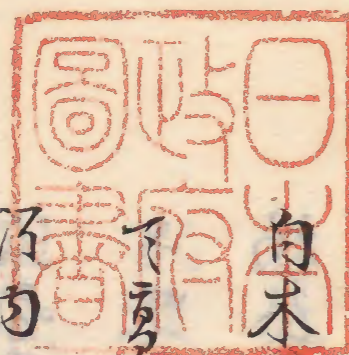
文恭院教所實紀卷二

天明七年正月五日
序 第十卷

天明七年丁未正月元日恭例のよし大老宿老少

老に免養を給ふよしあつては直畜をせしめ

白木書院へ出給ふ宿老牧野越中守貞長先等



下野象中條山城守信復法右のをもち小姓内藤
源内守忠孝法右のをもち上坂み法うをもち小倉

宰相治保の古刀馬資然しお賜さるる次第不枉平

か督守治保同しくお賜し給ふ事程をさしお

家武田安齋奉行用は宣者馬修理古吏唐春は吸
物戸田古佐中氏用は捨去案を抄出下は若小傳
小者馬之部古輔唐之法砂大傳下野中其率は加
小下は初あり宰相治保は捨去案を抄出下は時程を
初は次小か賀子治備は宣者復をた中は次小井
伊掃部氏直率も初は宣時程を初は正去して後
小敷の法去案は捨去案を抄出下は松平犯後子案
頭有揚しは宣時程を初は次小敷の法宣子てめ

い上りは法かなし時小松平掃部氏後長松平源
正大岡務留^當松平左と初監初具松平左京古吏初
通松平櫻津子義初松平伊藤子治好松平大學氏
初亮藤原和家子高原松平隆政子定國松平播磨
子初松平周防子康福初越中子貞長子堅出
初子忠友子唐丹初子忠義田沼子敏次初有留
初次小松平出雲子利久初井古藩口尉忠徳松平
甲斐子保元^光初井修理古吏忠貴初倉伊勢子務統

同じくお預しは宣時役を初ふりて越中守
貞長先導して大廣間入口なりしは下段法橋
を隔きて豫代お格の大名家警備令留る居法審
以法物以布衣の士法亦法眼の醫友とて法右
史三子不以上の人にて右方目錄を然るその沈
の法收法審の君臣もいたるまて一同にお習し
たまふ上段下法うをりて大下下野守基奉り後
の法古悉もちあてはあふとて田伊豆守長禧

は初しめしよて数法の士悉いて松平和
家守無完抄平を江守忍若とての五位の案為人
法流の法宣長役を初ひそれより万石以上若年
若法信留る居る万石下の法古史法亦法眼の醫
友もて同じく頂きりて法益をたきて表る
家の人にて法宣長役を初ひ布衣の士より若令法
審法級同用して法宣長を初ハる自木黒木の書院
みてハ小姓細形審右守の案とててまみへたまふ

大廣間法信頂戴のち白木書院の法縁小して
高家の輩一人は、吳服を賜ふ入淨の後大廣間
あして百石以上乾封の人と傳して右刀目縁を
然也

二日法装束のちのちくして牧野越中守貞長先
奪して白木書院小出り小高家六角越おさ廣孝
法右刀を七右小禮佐聖祀おさ義法は刀を七右
上服小法うさりふと紀伊中將治室の松平薩

摩多重高右刀馬資然してあおさり高家お因陸
成り清正法堂大友弘部右輔義珍法引後六角伊
豫守廣壽法捨七意お出て法お小そな小中條山
城守信復法砂表田安齋守信明法かまのちと
法祝あり中將治室の法堂吳服を賜ふ薩摩守ま
高家同し次小紀伊守中納之重倫の尾張宰相治
部守も同し法堂を賜ふ次小松平豊後守菊室
松平右近衛督信成お望しをわ
吳服を賜ふ

子まゝく越中守貞長先奪し大廣智へ出りし伊
達幸江守村候杉平内病臥治政杉平安齋守重胤
杉平出羽守治口杉平去依り豊直守馬中務左輔
敷斐上杉彈正大弼治廣由賀し重胤移御駿河守
貞臣引渡治土黒守馬修理左史廣著治捨去黒し
去出大澤下堅守豊平治初し幸江守村候長親を
隠し不伊豫守廣壽教の治土黒をも去出り次弟
小頂戴まゝくまゝく教の治土黒も去出り伊達守

長禧治初し丹羽が賀守長共伊達大徳左史村壽
も由賀し治土黒親を隠し去り下殿守去出隠し
治禧を字きて外格表重胤守位の人と治政治番
の輩一回小由賀しまゝく去り上殿小治り守人
安齋守佐初引渡治土黒をも去出り因士依守氏
用治初し守位の人と治土黒親を隠し下巻の後
表重胤の人と治土黒親を隠し次下巻の士以
下治流の治土黒を編り去りて白木書院よりて

代友醫少三文陰陽連歌少為縁不法職の事有賀
先入席の後大層召下して万石以上宛封の人
の使時におかし
三日長の務めささくれて白木書院へ出陣小牧
聖越中守貞長先等し小姓内藤河田守忠孝法刀
を心高上殿小法うさゆ小徳川古事つ替治紀躬
臣左刀馬突然して有賀あり書院番頭大久保大
和守忠元法堂系上貞徳守正信法了源金白保縁

守正枝は捨去黒山ち出さしお小そ有白浪甲
愛守政護法初し小姓廻番頭能器流お守教直法
かまひるまて法祝あり古事つ替治紀躬臣法上
黒いたくもささくれ後大層下満ちて出陣ひて無
友のゐるこ小善信の人と柳京武部古輔政永美平
留之進昌高井伊守部少輔直朗の衆人等有賀し
次小白木書院は縁小江戸町と奉書居縁小京大
板塚左良伏見の者有下りふものまて有伏

と病氣又ハ政仕をふり且幼稚の人々ハ佳しそ
物をふん令有強由そしゆ小臨まを臨りんとそ商
の牌より同ハはよそひしそ大度間ハ出り小多
居丹波子忠家お尋し中殿小はきり小多戸宰相
治保口陪侍きそれ松平をばはる忠若松平和泉子
系完等南北小口うれて座小はく初然ハ金田
伊藤子正枝は堂小多系播磨子宗準引渡金田和
泉子正延捨ち悉ハち多そはあふそち小自浪甲

發書政雅は約古井曲おぞ利國はかなり宰相治
保口は土悉いたそれさて悉座の面くハ南の
方より子多う多小笠ふ二然ハ松平伊勢子と
そは堂松平内通既康休吸物をそち小陪座の人
とみも臨りふち上兵濃子正位は初海口相撲子
直齋はかなり宰相治保口又は堂を臨り小陪座の
入くハ小の方より子多う多小笠ふふこ然ハハ
能勢眾あす取直露の豊所部越あす正朗星の物

しき出てそなふ大久保大和守忠元は約をこの
時越中守貞長福也をむしむし作を傳ふ様
宗親世古又四曲の曲をうたふときはかあり
之宰相治保つて孫ふこの時老松の鼓吹を奏と
やうて井伊掃部頭直幸は堂を孫ふそのは堂
序を追ては通りとなふときふと家より然との
堂をもち出ては右の方ふをく回然ふハ白須甲
後守政進は初しと井田守と利國はかして宰相

治保つてはあハるはそのは堂は通つとなふ後
回しこの守ふ諸家より^{獻せ}初をもち出てはあふをく
五然ふハ五部甲後守長史は初して松平記後守
宗頼は孫ふこの守ふは諸家の堂出ふ六然ふハ
大島記あ守義里は初し松平出羽守治つ孫りり
七然ふハ三枝古佐守守辰は初し者島中務古補
歌奏孫りりこのとき高砂の鼓吹ありて奏奏者
一人孫ふ出て猿樂は呉服をわつてハ然ふハ松

廿の墨拵出て能辨羅あす取直は匂しめしよ
あゝ時様宋方丈時ふくを身小申くひま出て
若三合をちと法かあるまは純子入ふやうては
肩衣をぬうきく色越中子長なりりて板縁小
く親世方丈小臨小宰相治保つ以下陪座の掌み
た肩衣を脱く式をきく大老宿老はあて出ては
能洞をゆし上げたてまわると真入乃るそり小
今君大子下系小梅岡の門あふて例のそり海火

をたぐ八尾はは入死小治後たは尾たたは
四日と申比怪及安あては物傷小入夜振ふもの
あふまし申ゆうふもの見出たし小い速小
孫あしししおふう顔色たひその村長等殿小
其智多あししける公私と私願へあまし子く備し
むししとの合あう

六日徳宗の沙門社人等新年のお賀あしは直齋
めして白本書院へ出り小牧堅越中子長先等

し者馬多那古輪唐之法方刀をもち長井法路
昌隆は刀をもち上服小法あり小増上寺大僧
正満空三束二巻を然してあぢり次小僧色院号
次小僧色院号をありしものたてまつりてあぢ
り大僧多し出り小僧法親友修験号あぢりて性あり墨
こ入りひふたりひ出りふとせ次のり小僧唐唐の
ものり一同ふあぢり入淨のとき日本書院次巻
縁より八王子子人既小僧あぢり沙書本山のあ

去又法統院新法を習し濃川の正因華人一同小
見へたてまつり東西あ本願寺門跡へ傳へて右
刀馬科を遣らる

七日若菜の法初ありて志本書院へ出り小内藤河
内書力者法刀をもち上服小つうをり小僧唐唐
相法保心をそしめり紀伊中相法寮の水あり世子
左衛門相法紀伊長相平か習り治備とて濁法を
しめ一同あぢりてなふりあ中條山城守任後あり京

常寧院殿

有德院殿

孝恭院殿堂座五ノ、松平紀後守容頌先守ノ如
聖出羽守忠友法意の致、角越前守廣孝は右ノ
高井主孫正清冥法刀大忌信濃守忠植は香の致
と日光門至ハ在山小ナク、凌雲院僧正智願慶門
の内不むうへ内殿不ニモヒキニマリは焼香はあ
禮あり

涼源院殿

至心院殿堂牌不五ノ、先守ハお不同一ノ右丹

波守忠兼は意の致者馬多部左輔唐之は右刀細

井曲お守正房は刀大久保日向守忠持は香の致

法談不

凌源院殿堂前ハ、内不了、少々法話あり先守ハ
松平陽政守定國は右刀法刀法香ハつてもお不
同一ノ三聖陪ありは右礼湯せうれ、装束は不

入のひそれより乃のほよそひそそそ
十一日具足のは祝あり黒木書院のは床へ赤例
のそくは具足は左刀^右は右刀を安買きやくそ牧
聖越中子貞長先導し高井と後正清宮は刀を
右出上殿ふつうさくふ井伊掃部直幸は左
出左座よりさふ白須甲發り政康鑿車地を打出
は祝あり掃部直平^幸をせしいとくはさつさ
鑿車地をたまふ内藤安藤子正範は金同伊豫

守正校は具足のは餅と井田ふり利國は捨去悉も
右出は左ふり保大和子忠元は砂地勢流
お^守取直はかふては祝あり掃部直幸は左
を初ふ事そくそ松平紀俊子容頌子一回ふそ
とふそお智し次不語代密お福し高家存の百語
密奏者番雁の間語東姑子奏者番姑子兼の百語
詰目しく姑子詠番は詠物はその代詠故の君臣
さくお智そこの日出仕の事みおは祝の餅祝酒

を賜りふけ日留守居正本左と相監康恒旗をりを命せ
られ三百石の加増あり實禄をふと外に法以陸
本強正少滿政賀先を首以となり壽命を屋敷六
郎政直小姓廻山五十石衆事寧書院番本系兵三
郎白卿を根詰之助次武使番となり又連款無以
ありかくて了替と代松の本の初みとなり 冒逸長
宗就庵小馴不能勢大納言殿 仙人の宿に在り
書とめて 其石 又次上は庵にて番士十人弓場始

の式は是あり村中をいひのふに高田の書と
て紅表時服を賜ふまはは庵少ては馬めし初め
呈願方のもの小時の服賜ふ事例のこし

十二日之縁山

博信院殿壹庵小多居丹波了右兼代を命せり
坊路不候した子番士みな賞金を賜ふその少小
姓廻小並系館次郎持幣小の時の服を賜ふ
十三日仕渡をり又保田十左衛門政部五捨儀の

か悪あり実福二る儀と多子代及大屋四段と衆
正巳の程初を費さして布衣の士不加へらふ
多小金さるゝあゝ、正月十四日手越なれハハ
しりして宿直の事慶平目麻と下志とへしよ
し傳へらふ

十日の三縁山

又昭院敬堂麻小多聖出羽子忠友代急目山
川下総子貞幹初定吟味致村上三泉若多つ事福

関東兩伊豆國川く善清の事を命さるゝ
十五日月なみお賀傷の如く聖春院殿因能
易行紀抄は使さして傳言福を敬聖越中子貞長先
等し未老紀伊子利忠は刀をもち黒本書院へ出
たひ上殿下志さるゝふと家の方し紀伊中將治室
口松平が賀子治信通治の密をさるゝ少多家治密
ふいたふ多てお賀んまゝ竹の廊より志本書院
へりたさるゝして松平掃部頭後長松平強心大

山王社の代名使いささき

十六日凌雨院宿正智願紅桑山

淨室祈禱の尊縁をまつり

十七日凌雨中ふり紅桑山

淨室は宿り日光の至公延法親よりは祈禱

の奏敷をまつりこの後、省く 武江年表 大

目付大屋凌江の明葉却定より桑原伊豫を巻

驛路の宿正智の宿より子より時よくを初小伊

豫を巻多いささき小舎二枚を下さふより子の別

過る比香山より穴おろり西南の風烈しく桂田

系般う摺子日谷より延焼を 武江年表

十九日西城書院番氏正燈宿中より 後祀 初宿

居るなる小姓廻番氏水と美濃より正位西城書院

番氏となり中葉小姓不川大隅より正位小姓廻番

頭と外里小姓廻番氏古京巻源法氏と外子却定

より桑原伊豫を巻と程姫君入輿事より子尾張

大納言宗隆は所管よりは側松平因幡守康
明を以て生子^子麟を法りハキハは使出シテ謝シ
たまふつうな

二十日^延桑山

大猷院殿

殿者院殿堂廊ハ法語ありハ直垂めしテ殿上
相縁より法縁ハめささる也安藤對馬守信成ハ
仍相満也中々正務者伊集里井伊掃部頭直幸也

聖者相も也^友法侶西門前ありハ終ハ縁祭シ法
玄関ありハ正位のもとハ四十人國守不列也
帝衣の士等に法番の士素袍を志シ扈從シ奉
大猷院殿堂廊よりハ四足門ありハ法縁より下
ささるふ松平院政よりハ國守等シモ丹波守也
妻は屋六角越希も廣孝法を勿細井堂ありハ
法刀佐野右多邊尉法香の法を日先門至公
延法親王在山よりハ凌雲院僧正智願通ハあり

竹田白三縁山

法廣法師あり 右廣間は事寄りては転小石とせ
らふ井伊持部以直幸松平月防と康福縁各は
装束はく乃とせられは直垂小石改めは転小め
させらるは法方丈のともあり二十人固滞不傷り
多衣の士子も大番の士多袍少く廣長し
右法院殿堂廊の執額門を降えりい松平紀俊
と密領お等しと出羽と右友は益益馬部大

輔彦と法方乃竹本大孫亮正温^温法方丸尾駿河と
政員は香の法を授りて大僧正満定むとせり
内殿少くは捨番あり
文昭院殿堂廊少くは松平協政と定國光等しは
益、多右丹波と右意法方乃、六角越おと彦孝
法方、末左紀伊と利忠は香、三山播磨と長以
法と

者法院殿

子又ハ乃忠馬初見しを系宗院を宰相典仁親王
伏見邦親王^頼知恩院大僧正系宗首の使僧との
他支那系首は継統を賀しを亦もゆ多し日乞を
以て堅信おと務羨然物して度満を使番松平次
系系流史強書院番渡遠入飛流^龍垣城目付ををハ
王女をたまふ

廿九日薩摩國麻乃島の城を松平薩摩守重高病
小より系封七拾
余を長子又三系
初ハ
虎

壽 九 不 法 々 々 武 不 の 重 高 八 加 薩 摩 守 重 高 子 不
有 寶 曆 五 年 七 月 二 十 七 日 襲 封 し 八 年 四 月 十 九
日 傳 院 殿 小 御 預 け 其 の 年 六 月 十 三 日 傳
一 字 賜 け 登 田 位 下 左 少 將 通 薩 摩 守 小 任 し 久
方 を 改 め 重 高 公 と 稱 し 其 年 十 二 年 二 月 二十
二 日 火 災 小 羅 里 し 小 十 九 物 有 り 七 千 二 百 兩 共
貸 あり 明 和 元 年 十 一 月 十 三 日 從 田 位 上 左 中 將
小 叙 任 し 二 日 改 任 し 同 月 好 日 上 從 介 と 改 稱

寛政十二年十一月十四日総赦して禁約を改
免文化元年五月二日藤原三保二年正月十九日
位不昇り因し四年二月二十日於八十九歳不
して終るをよくり日光門主公延法親王本月初
禱の科とて自詔百枚時の宿玉を賜ふは後例
月同し
晦日之縁山
者章院教堂願ふを唐丹波子右兼代各を小普請

より小姓細不入りの十人西陣後閑用を粟林平
五郎友多種姫君のあふ御ふ
二月朔日日光門主公延法親王右方馬込三束一
奏を進了せしめ九お賀せしむ妙法院門跡生仁法
親王隨宜樂院宮公道法親王の使者その他比叡
日光本叡法山の沙門等みなお福を
二日拂ふ納戸御法衣長七郎昌因居士見室飛菴
の氏命を

三日後草のけりし不成らきふ如定細宮河
小十郎信安子男と雨色定をいしゆ物小如定不
召出さるゝもの多し

四日河代督のしゑて後草の遠入なるをいし
しふよりこ家のうきく鮮鯛新らふ

五日土は門左衛門作恭業が臣より上巳の被ま
けりし使若しは世下され物物ありこの後何

手回し此國中へこの十日西村新田風と云々

六日吹上のは巻あして新番大番のせよ十七人
新技は免あり時の役を物ふ

八日東叡山法談不
後明院殿雲廊く牧野越中より長代各氏

九日法橋不豊石氏相田小多染知如西九郎氏と
あり

十日西塔書院番氏水谷伊勢子後改病免して尋
合と如子権姫君方豊雨と氏相原兼次郎義邦と

の路と多子

十一日尾張大納言宗睦は下巻ふりくは信西
の流あさる終してつぎと色梅重を贈うとて
評定下苗被北條源五右衛門丞氏里田口方那を
りとも多子

十二日三河山

博行院殿堂廊下杉平周防守康福代名を以程名
向あふ公口の破傳を命さるるあふの三人

勅使の隔島が努る直念

院使、大村仁濃が純法

大女院女院使、杉平と堅介を義なり二條右大

將治孝口も各向あふ、この破傳、島田甲斐守

長躬なり、小舎をらふ、いさあ、のそく二

月廿八日月次あ努あり、三月朝日、二度をらふ、

とあり、又二月廿八日九月十九日十月三日、朝

の熟物なり、里、この後、熟子、

十四日金をくみく、一種姫君をこれよりまきまきこ
の冬紀伊郎へ移らせしれその日婚姻とは定あ
りしり改めて入輿婚姻整うふこししれと誓約
あり、最初に金のまきたるこししり
十五日月次夜倉又同じ言語佐堅者多湯尉辰幸
小姓廻番辰格とあり新番辰格以相模守親又田
安階家老とあり中矣小姓は田を改り信久奥詰
とあり松平豊後守高室封建しを謝しきりきり

銀奉物馬一足口魚定を然も松平破と由也切也
綿金馬を然し同じ子を謝し豊後守高室破と由
也切也也。あまき松平多敷辰也然もあ就
封のいと刃強りふもの人多敷辰也然も長崎
の湊の事念を入こくるの然命あり多居播磨守
忠求子新左衛門忠走初て見てき子信信初及子信
代督を初て然もあまき一條成改の辰番辰永井伊
豫守尚伴海井陸岐守忠貞物方々也あ小姓辰

番士も同じ目付山川下総も貞幹園末の御子も伊
豆國の川に夢清もより出たまひ物あり尾張
大納言宗隆は此の苦おこたりしより此は保大
久保下野子忠照は使して鮮鯛を贈らるる事又
種姫君紀邸は此引移の事也今も今も今も今も
十九日高島中條山懐き候復京より仰り湯を尾
張大納言宗隆は此の苦平癒ありてまゝの候り

湯見ありて志ツは使ありしを謝さるる又
使して鮮鯛を贈らるる事也今も今も今も今も
二十日赤坂山
系皇院殿臺牌下は保大久保下野子忠照代名
廿一日奉為不時の役然里に万不不列も家人
あ本願も不は由まらされ使者使傳不物を賜ふ
廿二日ま子遠へ成らるる事は継続後まゝめ

法内書臨つりし小治元紀伊中納言治貞口小
便を免すきし其地の人こまゝの有り謝した
てまつり

廿三日日つり心の梅を然る事書院番頭
小堀河内守政弘大久保大和守忠元迄矣ありて
破と可れ法をそめし事合とち子因河井
紀伊守忠徳西城書院番頭と上貞徳守正佐小姓
紀番頭内藤忠輝守政能勢忠守教直三枝と

佐守書義小室系播磨守宗準同く法をそめ

めりふ 世不傳ふふ不いこの傳しと上貞徳守正
七人集會あり河内守あり河内守及ひ子下
の遠根少や又いその座の親守少や大久保大和
守忠元い貞徳守正佐忠徳元不すりよりて携へ
たりし弟子とあり楊守と進まけりといふと兼とり
てととみしと正佐いありしと空ひありてあり
しと大久保及河守不其守後別頂戴侍しとあり
たてふさしとと大和守忠元守て侍事少や序
あり、市粟腰頭少といふいぬものをとて子を
さしつてその菓子法と似不隠と一妓女の類
て志ちしつとありつとぬこいさいつとろ因治
至及既多以時と並ありし時後系馬乃不臣居と
し生花の梅菊としとの家子源向右弟つと

廿六日 東叡山

至心院殿 聖牌 而之 牧野 越中 貞長 代 奉 作 子

より 横田 大和 与 松 乃 新 番 既 之 如 乃 同 封 安 藤 口

右 衆 乃 惟 演 作 事 乃 与 如 子

廿七日 吹上 法 園 庭 不 成 乃 之 乃 色 矣 表 之 人 之 騎

射 法 免 矣 乃 松 平 豊 後 乃 高 宣 又 松 平 上 總 介 重 康

保 護 之 ため 乃 願 之 洒 泉 湯 矣 之 之 法 略 乃 之 乃 豊

後 乃 高 宣 には 羽 織 之 既 乃 乃 法 馬 乃 高 藤 之 右 衆

乃 安 長 子 九 之 右 衆 乃 安 業 曲 本 又 右 衆 乃 正 景 子

仙 之 跡 如 井 田 一 疎 見 習 乃 之 之

廿八日 月 次 有 賀 儀 之 乃 之 乃 之 池 在 園 乃 之 乃 之

法 継 統 之 法 礼 矣 乃

廿九日 大 番 不 以 回 既 之 乃 著 厚 之 乃 以 令 之 乃

子

この 月 令 之 乃 乃 乃 法 朱 乃 頂 戴 之 乃 社 之 案 之

の 願 之 乃 少 乃 乃 乃 乃 境 内 之 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

ハ下さふ〜し〜なり

三日新白表高家織田之孫位由高家とあり終上
位下侍位小叙位し〜年位と改稱高家中條山
博子位復高子兵衛位義朝小召出され初の兩見
習〜せり令と〜色原系とる儀也小姓細番氏
小笠原上総介政久孫重紀後高良峯〜書院番氏
〜あり駒木根大内記政永西城書院番氏とあり
大同封定本内孫正正利有人細之氏孫内孫教

伊ハ小姓細番氏中矣小姓と井豊家子利國ハ西
博小姓細番氏とあり内孫正正利ハとる不のが
是あり実祿二子不とたふ宮内口殿家司を以て
津子位彌ハとる不のが是あり〜と〜も実祿子
る不とたふ牧野越中守貞長將軍宮下は裾の波
右田侍後高家同〜と宮内納の波高家六角越
おる高家者島皇都右輔廣之同〜と宛若請取の
波松平高家亮輝和同〜と宛若取次の波令とる

子目背伊藤伊勢子忠移在敷山
浄雲庵建絶

新廣宝塔構造の子令きふ大目背山田記後子
利壽宗門改人別改修子まり杉平織部正念平宗
門改の子をりふ

二日小多信賴左内口右重沙と如子
三日桃賀祝の如し長のは務して白本末院と出
り小多居丹後子忠意先等し佐聖祀を子義初法

刀の改を之家のあををりしめ杉平加賀子治備
涵法も揚して上巳の祭を子忠大彦留りて子
多ひ杉平孫西大弼務當りしり寺地院護持院權
信正子令改修しあ揚をやうては次同公の君王
みなあ賢く畢りて入淨あり
四日同背末を吾古歩つ利隆種姫君は婚儀の子
令きふふこの日令きふふい法乃勤務の子輕
重を福を以新古をい

子系瑞きくは

五日幸國寺私の案法能福物あり

六日午時十時吹上ふは出遊あり

七日奉養番通ふ私をり郎部侍中より正倫が判の

列令をり礼法口位下ふ叙をりれ伊勢より改む

之家へハこの子使し得くは子小善信山中秀

之丞廣幸その細路令をりれ儒政林大學院位徴

養子大左位叙旗をり室賀山城子正之子小姓を

改書正教先子留氏を藤原五郎位養子書院番

三飛をり使番に好常の者改養子越之丞改徳壽

令養子又左衛門直興子小姓細之右衛門直色ハ

しめ父死して家法く者十三人大左位叙ハ父の

系破勤むべき者令をり

八日東叡山

後明院殿をり多聖出羽守忠友代をり

九日瀧川刑部口治國の居りは對面あり

後任中將叙任の事仰令らるるに都口の方ふハ
まゝの通り同し子を謝さるる上聖國伊勢路順
至海井駿河の力過病より致仕しその子与八
郎右哲に承順二万石を授けしめらるるこの力過
實ハ宗家雅楽頭忠恭の四男ありて下聖の忠告
の答子とあり寛應元年十二月朔日初見したる
まゝの通りその月叙爵し同し十二月朔日六月忠告
より致仕して後刺殿し年賦と改め享和元年正

月五日より一六十五歳ありて卒を命じられたる
十日午牌より吹上の巻圖にありてありてあり
十二日之縁山
信任院敬靈廟へ松平月防より康福代名を奏せ奉
松平和泉より宗完より私をりてをぬく上屋敷を奉
直大番頭を聖を改め忠詔奏せ奉とあり長崎を
初松浦和泉より信キヨ大目付とあり目付末吉を奉
豊の利隆長崎をりてあり百俵が恩あり実福二

百苞不_レ下_レ下_レ火消收_レ松平田飛允_レ任傳百人
細_レ之_レ既_レと_レ如_レ至_レ法_レ既_レ差_レ沼_レ新_レと_レ所_レ定_レ喜_レ同_レ符_レと_レ如_レ了
小_レ姓_レ角_レ南_レと_レ多_レ正_レ國_レ明_レ法_レ既_レと_レ如_レ了

十五日_レ德_レ川_レ部_レ部_レ治_レ國_レの_レ右_レ位_レを_レ謝_レし_レ物_レ既_レと_レ如_レ了
松_レ平_レ加_レ賀_レ子_レ治_レ備_レ就_レ封_レの_レ法_レ既_レあり_レ存_レ馬_レを_レ福_レ小_レ井
伊_レ之_レ蕃_レ頭_レ直_レ寫_レ海_レ井_レ飛_レ出_レ以_レ急_レ親_レし_レ松_レ平_レ忠_レ彦
守_レ宗_レ恒_レ子_レ善_レ治_レ即_レ重_レ晟_レ初_レ乃_レし_レ海_レ井_レ子_レ八_レ乃_レ忠_レ哲_レ家
繼_レし_レを_レ謝_レし_レ然_レ里_レ物_レと_レ佐_レ後_レを_レ以_レ久_レ保_レ田_レ十_レ五_レ畝_レ了

改_レ邦_レ初_レて_レ赴_レ任_レの_レ也_レ下_レと_レ凡_レ今_レ時_レふ_レく_レ羽_レ後_レ中_レ小_レ浦
賀_レま_レり_レ又_レ世_レ分_レと_レ以_レ度_レ業_レ及_レ高_レ福_レと_レ幸_レ國_レと_レ私_レ法_レ繼_レ統
あ_レふ_レに_レ入_レ院_レの_レ附_レ儀_レあり_レと_レし_レ阿_レ業_レ人_レを_レ法_レ院_レあり_レ
貢_レ物_レに_レ様_レ々_レ雑_レ花_レ色_レ大_レ粒_レ沙_レ黒_レ大_レ粒_レ沙_レ青_レ茶_レ色_レ大_レ粒_レ
沙_レ白_レ大_レ粒_レ沙_レ黒_レ茶_レ色_レ大_レ粒_レ沙_レ萌_レ黄_レ大_レ粒_レ沙_レ黄_レ大_レ粒_レ沙_レ
黄_レ柳_レ大_レ粒_レ沙_レ土_レ茶_レ色_レ大_レ粒_レ沙_レ花_レ色_レ中_レ粒_レ沙_レ沙_レ雜_レと_レ了
と_レと_レあ_レん_レ花_レ色_レ茶_レ色_レと_レと_レあ_レん_レ黒_レ茶_レ色_レと_レと_レあ_レん_レ二
番_レ後_レ沙_レ既_レ院_レ海_レ蒲_レ萄_レ海_レ如_レ了

十二日 移紫丹後と正徳は继续服知は判物此朱
平と私服をもなりふとてし今を子先小松
里し小と正徳小又今を子先香燈室性院中金
別と味院因と碩学大宋院任破今を子先目付初
席聖傳者歩つ任無程姫君は入喫の子今を子先
伊藤河由守忠移國用は日記の子今を子先
なり後田之次乃恒之拂方金なり今を子先

十七日 加納傳中子久周大番頭とあり
の地巡視をりし中根内膳正寧次清政とあり
小十人氏兼原吾多忠堂倫同付とあり
由良播磨守貞通子朝六承貞権助合内山七多忠
永清子重忠氏後十郎永恭同後也城と進昌子平
中乃久とあり父政任して子家はくもの二十一
人七多忠永清の長老科二る儀を初小大番未造
清吉歩つ後春老表小と重番ゆあり九小善信と

如く獲人金をたまふ

十八日松平豊後了富^音定少将不きくみ松平左佐
守豊彦子邦之丞豊弟彦位下不叙して筑後守
不改むこいおたひ将軍官下あきい如く回し子
小より彦五位下不叙を子との十二人松平破之
丞忠四ハ下総守酒井与八乃忠哲ハ下野守松浦
龍之助矩ハ大和守小姓廻番以祓内侍救伊ハ
善様守佐多をり安藤守方也ハ惟濃ハ和泉守長

崎より来る善左也ハ利隆ハ摂津守中善小姓守
越三次乃彦範ハ駿河守内藤保之助位義ハ豊後
守青山恒次乃幸良ハ美濃守石川悦次乃久知ハ
是政守滋川常乃利隆ハ長門守後野内記長富ハ
佐渡守儒政林大を位叙ハ大寺院不改む布衣の
侍不叙しらふくハの六人使番<sup>本ノハ
以人同年七月十七日死</sup>中尾而六郎政直
山園十之丞素寧多根内記次或本京身之郎向ハ
清原深母多之丞源初定ハ味後松原左也ハ貞

能く又及部口活漏口後ひ中よりふよりそ
の用人格長柄をり服田八右衛門補好同く希
衣の列小くふ奥にて法衣令をりふりし
小姓藤巻一良美織部正多野宿願良伯耆
守赤井權三郎忠都督厚氏小谷^長物之原政良源正
が彌屋代留玉厚衣辰内飛取とありし
十九日法蓮院殿に法判物法朱印の事林を字
行教林百兩位彰小令をり法蓮院に賜物あり

里寺聖宝性院中善集院願字となす事
将宗柱某家業の英述の書然里しありし
廿三日今をりふりしことたひ関東國に及ひ伊豆
國川原海利ありしをのう願地小くありし
ハその右長のしとて謝をりしとあり
廿四日赤飯山
孝恭院殿聖願入右田内後守資寺代長を小姓細

吾川之孫後子十人既命之也小十人本郭業
卿安欣老急し其金を孫に拂ふ納戸既と其堅原
左原其古五十幡利右等つ其為室賀國業正の時
ふく之はくし其小こい納戸毎費減少方心し其
をもて其り却定小里京宗四郎別其代右の職令
きくふ又元方納戸種物方大番等より新番不入
もの五人を其は種本の案宿老の邸に時候を伺
ひ一日再伺ふといふ事ありその支配もあり

さふ山の心とよく今とよく
廿五日方不以上の案不田山なくしてみた其小
宿老の邸に家人ら数人を入る子を停めりふ
廿六日東叡山凌雲院より悠然院殿 田安中細
宗武口は子
の十七回忌は法會より其邸伊勢より正倫代右
を祭奠として銀十枚をとり其邸中條兵衛信
義屋に任下付長不取任し其内より改め其法後
中根内孫に與し十人以其山之孫後子布衣の付

不加之うを
廿七日難日六谷迄へなるをさうふ高岡馬場子お
りて供まの案四十一人大的は覚ありて布帛を
賜ひその優者を定めふ因安附家司戸内山城
守を和勤等を懸せしれり時の段うの事らる候
審令橋長右衛門政重朝比奈右と良直記保景隆を
郎干門松平兼多兼右用石尾七多清氏封沈田雄
次郎政貞小室系之孫長新藤原正輔長との池

あ番の士十二人は継続ふよる國々巡見として
遣ひしふ又初定方原更の中外しは科の分巡視
の事令きりふ注目付十一人もまゝ同じし

廿八日左田内後子資老右軍官下は申安藤對馬
子任成同しく宣旨納致令きりふ今令きりふ
いいと比誘家や案は俗をしく表向諸段のうち
こそ親その代定此の物者略し又ハ品物兼た
ふもあり成ハ一向物事きりありと申也こハ

一匹の着任小あつは
君上小あつありし子色ハ宜しく心をよとな
里この年牌おより吹上てぬるまゝ子
廿九日田名附家司換以相換り親文徳院殿は
法會の子をくりし小まを時服をうつりて小形
番頭と座取改り力那病免して尋合となふ
四日新日月次新會あり左良より相田相換り務
易文留を便番松お養へて承度小姓廻國部番子

郎力美大坂目付をてて傳り多々を獨見を借借入
院取替目付代務謝しなす未本を然るまゝの
多し尾張大納言宗睦の形ありし追々
異し日向ひつは病後な色ハ張文のは優待も
て當年ハは張たまり子ましとましをその家臣
小傳くらりし小より宿老を獨して謝をのしと
とより子
二日保科強心力正率本多紀後子力より日走山

系礼の事以内藤大和子長好の事は
聖廟代各の事命をうけふく小吹上園在ふして小
皇京跡に於て於て予子とも寵的は是なり
二日奉命と枝源之由を恭子金次郎に致目啓因
帝刀を縁子龜之面を考りしめ父死して家はく
しの五人
四日生實大嚴寺殿治弘経をへ増上寺伴以定印
の生實大嚴寺へ其小臣職命をうけ子又父の蔭小

より小十人より為番へ轉る一人
五日尾張宰相治行の事府小より阿部伊勢守正
倫を治りいされて慰勞の事作進をきくふ二條
右大將治孝の事向ふより岩老を唐丹改る忠意
有嘉者馬多部左輔牧史をきくして慰勞をきくふ
六日白本書院へ出御まじりて臨時館舎あり
法座の習小て尾張宰相治行の事府の事獨あり
その事ふより大納言宗隆の事まじりの事は討

ありその化法礼の事多し大番匠酒井陽成
力負子業之助忠文先子首領兼山老之助元友
子徳三郎次用俊番倉橋長右衛門政翼子之郎五
郎政利松平惣之助力四子駿之助 石尾七兵
衛氏村子老之丞氏沼不陸八右文範亮子之次郎
別存小十人氏前田敷馬定侯子万吉定静小納戸
藤本常力正國子藤五郎正盛初見しを子その化
尚多し甲光門至公延法親王をくは山あり

高家織田之郎氏信由をして法衿を進らせられ
法親ある子も作法ありしは
七日丹波國綾部郡原之丸鬼大隅子隆祺年を子
の里ありしはその為定五郎隆郷を初子とせん
を法に置し小より遠原一万九子五る不を法
ありふこの隆祺實は因沼と後原意次り七男小
して武部少輔隆とる岩子とありて明元年三月
十二日忠法を五月十日初見し因しを二年十

二月壽ゆりて大隅宮と稱しと一正自晦。年二
十三にして多ぬ宅宮國福寺系智積院臣破命を
られと院祓祭此の物あり
勅使油小路系大納言隆前々我大納言行通
院使難波系大納言宗城
大女院使子種宰相者政
女院使王生系宰相基宮の倉倉右宰相大正永範
各向より

勅使院使のちとへハ法使松平周防系康福系
者馬兵部左衛門尉系

大女院使女院使のちとへハ水野出羽系忠友系
系中條山城系信俊系々々庶務系々々丸倉倉系
宰右系永範系ハ使番別系孫系系門貞美を遣

ハヤ
八日系敷山

後四院敬愛系ハ系居丹波系忠系代系系系小納言

杉平小十郎定胤宛書紙とあり箇多居不川所收
守徳順小巻請をり村上甲斐守正清二丸後関搦
造の芳うつ本城後関成切ふうう時の報うつけ
多ひその地度夏番の頭小堅守傳十郎通高をく
め厚更物有あり

九日日光山

大猷院敬雲願代各使内藤大和守長好時ふより
^{福見}福あり小巻請廻大沢御右衛門定量量その廻紙

とあり

十日日光山祭礼の奉り保神孫正忠正率本多紀
後守力同日一山小赴ふうう時の物あり及部
口治漏口附撫をり格用人子傳徳嗣茂古栗つ某
り一めその地のもろ二十二人其小治漏口附馬
と外さ子初定因遠丸と流信豊老免賞給あり初
定廻務屋養多流豊遠源殿語の同し職とあり

十二日二塚山

博信院殿臺座へ牧野越中守貞長代々を奥右座
と山六古重の安親一摺郎那を右と左座

十三日白木書院へ出立ひて

勅使油小路右大納言隆房の久我下納言信通の
院使難波右大納言宗城の兼首を御下りすの由
王法對あり

禁裏よりハ法右刀目録黄金三枚

仙洞より同しく黄金三枚

大女院女院より黄金三枚は進了す子次不

御司閔白輔平公そこの櫻家門跡よりハ使ま

御司閔輔平公閔白室下の謝二條右大臣治孝公長

事高色門のは一字の謝使その化冠工のしめ末

廣沙の玉子まで見へたまふ又織田社を

信直は使として

勅使

院使の旅破へ法皇御を移す事

十哲集
目次
上
下

十四日吹上法園少して奥勤の人々駭討は免あ
里々不入貢の業人は絶たずソリ时报ありき
不條約まみゆふ子孫不困しが老洒井不刃也
忠体病ふより破とうん子を清ひ中きくハ、中
たつも外きふよりそのまゝ勤仕して保護を
せしし仰下さふ

十五日黒本書院へ渡りありて出仕の事奉事子
てまゝの御事まゝ高倉古室に或永範の古はつ

右書院の佐藤榮親臣進も出で留めしたてまつり
法衣致法身園の法武正二位の位記は宛そそ
白本書院へ出でありて家の方と尾張宰相治行
の記伊中相治室の法對面そそ、杉平伊藤も治
好杉平豊後守高室見へたり大彦留て渡らき
れ
勅使油小路お大納言隆基の久我大納言信通の
院使郭波前大納言宗博の

大女院使の権宰相有政口

女院使主生右宰相基宣口は對面あり申殿下は

為座あり若使山神但馬守 庭上小出ては

小むうひては果進と吸少事二序やうて退了去

子次小宣方を入た子院書を副使者本中務大掾

宗正法事書の法縁中々持身りて至生宣務教義

小口たも右務諸とる法縁書を持出子時高家

六角越お書廣孝出向ひて諸事り法縁小備へ越

お書廣孝は下殿小退也右務教義は法縁小退也

皇宣るは征夷大將軍右と侍大將右馬寮法隆院

和崇學為院別當氏長者あり一冊法縁法見を今

は法納戸持小安藤對馬守信成二色をねむ越お

書廣孝出座して院書をとりて西の法縁小持出

て奉書番松平右京亮輝利小口たも右京亮輝利

諸事り妙重二色を院書小入也南の法縁小持出

子右務出向ひ諸事頂戴して退き去子又宣るを

入た子院を副使^副奉来云蕃大元帥其法事考法
縁来て持来りて押小路大元帥那武小口たを那
武法縁通を持来りてと喜家者馬兵部左輔彦之
出向ひて請取法事小内大臣右を法大元帥如
元隨身兵仗牛車の宣旨如り一色法を法院を令
、法細戸接小對馬守任成これを受む兵部左輔
彦之出座して請取渡しおのとし將軍室下法院
武を令とて小内大臣

撫裏より法左刃目縁兼金二枚

仙洞より同く兼金二枚

大女院

女院より兼金を法に進了とらふ次小二條右
大元帥法考のち力金馬代表物をさへて法院
次小授家親法門跡の使者より小急向の公口及
ひ家司小いたふまへおたへまらして法院を小
たへひ白木法院へ出清まへてて之家事小世

子の方へ酒後の中松平伊豫守治好松平豊後守
高^高宣四位以上のるくも福くまきく出仕の案一
目見へたてまつ里をりりて入侍この日より
公方極と稱しませ後
勅使

院使の旅腹へ宮原和泉守義潔は使して遠鶴
法橋一存を遣はせり

大女院使女院使へ武田忠義守信成は使して

遠鶴一第法二條右大將治孝へ横取駿河
守貞臣は使して遠鶴一第法橋一存高倉左衛門大
貳永範へ大友武部左衛門義方は使して遠鶴
一第を移さるる孫更ふは使して明石倉宮の
殿宗あふへしな色いまるのほりて親院きくま
しより作遣いさふ^ま之家の方へしは使して同
し事を傳へり

十六日公口登魚の申乐あり大層習へ出多し油

大女院使

女院使は法皇御をのち後出りひそめし
物あり油小路大納言降参り大納言位色
口をのし給ふに
將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

將軍宮下より給ふに
之宗徳口給ふに
之宗徳口給ふに

十九日奏去番通と私より堀田相模と正順大坂
博代令とこれ後同位下不知し奏去番格系丹後
と正徳と私をりを通しゆと不届事居不川所彼
と総恒大興長局中在成切とし不と至時ゆ報
つとられ居吏事物居あり評定不届級永田興
古事つ正道而定与既と此不

廿日京畿山

大猷院殿夢齋と多聖出羽と忠友代身とと不公

門下諸の差程あり破健をり至し鍋島甲斐と直
洒大郡位濃と純法まるとの序り老臣不届と退く
日光山系祀をり保科強正忠正率本多記後と忠
西備獨と

廿一日白本書院へ出序あり將軍宮下は智と
と尾張大納と宗隆とと事正治保とは對顔と
里その化出仕の事お賀ありやうと大度間と渡
ととられ奉旨一同見入たてまつる二條おけと

下瀧きり礼しふとまに三家の方と及ひ致仕婦子
の人と清多一橋為郎との他姫君尾君子小松平
加賀守活信のしつ六人の時段小二様一房成の
奏物小二様一房を弱小四後廿五。奉賀の申朱
令きりれふよりまうのほり親見者しくしを
仰佐ういふふ小十人小西金吉多つ正雄老免し
て小善信小入奉重弱小奥みそい小姓堀き江了
病もて善初を免ふ

廿四日奉教山

孝恭院殿高座へ安藤對馬守信成代名を内藤大
和守長好日光山より傳る福を
廿五日奉賀の法能あり大座習へ出陣ひて出仕
の案お福を少老井伊多部少輔直朗申朱古吏へ
樂しむむしを傳不能細い為之番叟老松
羅赤小形奉奉祝を容形相て二番萩大は福の沖
外り猿宗の事小之家ををしめ万石小列子人

平越前守重富りしめ各親のお賀はあつきの十七
人越前守重富家世もあつきの少老を田代後守
次重國用がうまひりし
廿九日去ぬふかひ。法能見物の事うまひりし
ゆりて謝したるまひりしを丹波守忠意ととし
六月 法能見物の事うまひりし
懐任院殿二十七日法倉の惣務を令せりし
西日二塚山

者高院殿重富りし法能見物の事うまひりし
五月廿六日次のお賀あり。黒田甲斐守長舒大村
任濃守純法能見物の事うまひりし
助取齋長高りし法能見物の事うまひりし
原善捷守任善りし。二子石のか福ありし。準松りし。九
子石石任善りし。七子石の實福ありし。関東國りし
及び伊豆の國りし。後利の助取松平内親りし。法能見
物。松平忠房りし。歳松平出羽守直利松平忠依りし。

物物有る者其の細く大為孫之衆房の同し者
至丸尾宗之郎利通も同じ子にして金財なくを
ふ

三日 淨衣袖留ふりては後として三女
世にまゝのほりは對面を九瀬松平越おす
治好のしめみえなるその代まゝのほり老臣不
湯し退く又答後下さお好しは初ふり後閑
女房小娘をふ小は侍のしめそのお函をいふ

まて希帛のりふり者あり

四日 將軍室下参賀は能あり大度間へ出り出
仕のるゝ湯見をりて能をい免なりふ少老を
因後子頃堂もふの能細い為と番叟か後刃度
江口為帽子お宛ねる二番二人袴花お彩意意
里序とみて餐後を初ふりときくくのそし

五日 白木書院大度間へ出りひ端子のあ奴あり
六日 小姓細番を都甲發書長衣大坂城代引渡り

西博
傳
と

事令之

七日松平祀後容顔之り就討の事二十四人

八日赤敷山

殿有院殿堂座を詣り先導に井伊玄蕃直寫

法刀山川が怒り負業法香大久保日向中忠倣海

井飛強忠番小堀玄佐中政明借を同く山

後西院殿堂座小松平月防了康福代各氏

九日小納戸と井為三郎良を各子兼女良登之

ゆ父死して家法くもの八人三縁山臨養院元五

十回法法倉よりり松平伊豆守代各を同し法倉

よりり小より増上る大僧正滿空へ伊豆守信明

して番資銀二十枚を法うハヤふたぐち小ま

の厚うて謝したてまつるに松平右京亮

釋和而定まじ松植長門守正定四月三縁山小

て

信行院殿二十七回は法法倉の子令之れ松

平駿河守定休同山の懸瀧を急ぎて家業院
番中田守兵衛田兵衛物取とあり大番平定六郎
左衛門元方金まはりて外ふ日三箇上
十日末敷山
老實院殿
有徳院殿
孝恭院殿
後醍醐院殿

十二日三塚山
惇信院殿
十四日三塚山
文昭院殿
加藤初左衛門孝坂城破損をりて外ふ
十五日月次有賀傍のこし杉平陽政守定國杉平
紀伊守信道小豆原左衛門右衛門伊藤守忠苗
花封の始り小豆原左衛門右衛門内藤雅之進政

廣松平山城子信亨子初四郎信古本多紀後子也
可子權次郎忠房初見を子孫坂法路子安藤松平
相模子治道真平留之進昌高岡東伊豆國川之邊
利助後をしふより時ふくを下るに二條左番より
至傳至し大番頭を權下郎子流忠清以紀伊守後
孝子子孫番士より任後をり根岸忠房古事口法
清久清を

十八日將軍宮下奉賀とて白布書院と書すし

古私の家も獨ある用は子不長里を定宰相治保
口郎之翁老招請あり
廿日未敷山法語不
後明院殿亭廡小寺堅出羽子忠友代各以又紅糸
山回テ不亭廡六考恭院殿亭廡小法語
あり
廿一日之淨極指授は継続は祝及びをのり世法
きの謝中ししふよりをのり時を報不責をを

そく場ハは時下ノ所

廿二日高家六角越前守廣孝者馬丘部右輔房者

中條山樺子信致大目付大屋重江子明董目付比

因修理長惠由因後次序意露拂方納戸既五十疋

利者衆方也豊たたハ將軍官下の子来以久しと

七下をのし時ふく之々小表右平細以神谷と

左衆方信正拂方納戸細以佐指力者衆方佳馬塚

原四郎者衆方正辰緒氏同村又左衆方徳救拂方

納戸不堅与左衆方廣保不堅七序之流義被表右

平野之山孫左衆方長谷川形次序寛次左佐榮飛

説寛長谷川民之助壽者関牧之助後尚左因源飛

行副多本而左衆方保備川井形八序

勤しとて金時ふく銀り小予吾あし奥右平細

次大孫孫之流房明同右平左形次左衆方正弘

原金十序友政妻本記之原清以秋山杉之丞惟祺

同し予ふより奥之々時彼重り小又吾あしその

徳孝令小侯大孫致隆駿府加番令之
廿六日大坂城代堀田相模子正順任
より金一万為其貸之
正敏二子貞作子正誠知
万石を継ぎし正敏實心
八月九日羽子不定
年四月二十八日
信院殿
十二月十八日

位下能登書不叙任
安永九年十二月二十七日
襲封
元享四年四月二十一日
平享十二年十一月十六日
十一月廿六日
十一月廿七日
十一月廿八日
十一月廿九日
十一月三十日
十一月三十一日
十二月一日
十二月二日
十二月三日
十二月四日
十二月五日
十二月六日
十二月七日
十二月八日
十二月九日
十二月十日
十二月十一日
十二月十二日
十二月十三日
十二月十四日
十二月十五日
十二月十六日
十二月十七日
十二月十八日
十二月十九日
十二月二十日
十二月二十一日
十二月二十二日
十二月二十三日
十二月二十四日
十二月二十五日
十二月二十六日
十二月二十七日
十二月二十八日
十二月二十九日
十二月三十日

皇十四日

廿七日林大學院修致りしめその祀儒多いたひ
將軍宮下の習文たえまの里にものともてをの
く時の扱うる多る子
廿八日三原家世子へ菓物を送るハハ子法使ハ
係のさ由なり日つへ本日の法祈禱の科をく
らとらふは併中次田沼社を多素致病免して兼
の習法語とちふ一橋郎より石色連と色とふより
物もよて是近の足兼その儀もふふ今をくらふ

ハと手宿驛困窮しつ兼穀の價高くて駄舎
艱困もふも法家の入吏又は兼の旅人等とあひ
の賃張みえ歩り多ふより中内されハをのつ
らば兼のさつりとち色ハ兼價法品穢其のらち
ハ其ふも癒したふ駄張をばうりし通はるし
とあり
廿九日三原山
者皇院殿高皇原下野部伊勢守正倫代各ハは併

器財志七

次後因流後も準松葉の間縁諾を命をくふ
この内市中の人民救助のため米六万俵金二万
石を領ち納りふ米穀次第不立しくその俵を踊
して市井の養米屋も售ふりなるとして門戸を
閑せ其須難人米肆酒屋その化家々を并敷つ子
夥し世ふ傳ふふまこのおしり一人の大善堂あ
りてふくみ小忠信成を并敷ちその働托を
のめし志くも員奉
みてありしと地

六月廿日月次のお賀儀のよし松平隆英書重村

大関伊豫守防補各親を松平上野介と義田村左
京右左村資就封の地より小浜井修理左支右子
与上郎忠進初見しきふ日迄なり多堅留おる後
羨多湯を所より由田甲發る系漸西城苗子居令
きくれ小姓廻番以不淮し中次見習ふ平子居信
守敷長法保とあり中次郎のめしきふ令きくふ
、小番俵繕書して小福の事さし其難困とくく
中石もぬすも物もてる俵五口以下俵米のこ

孫り人て小き口正儀の孫りる不盡し江戸の
及廩少て孫りりる二十分一の積累債し孫りる
へ多れ、及長の時もて及廩少て積累債し色
の孫りて退て解らふとあり

二日西博留子居赤井豊お忠嗣病ふりて破
ゆふさし妻合とゆふ合とあり、世と弟穀を
しく人て艱困とれ、さる思召煩うとあり
ぬ頃日市井の騒擾を恐るゆへにや弟穀の之

いうらうと思ひをりて合科のおも多
けふる老あふよ、お色と舉世艱困のお色
曰民をの、救ひ合ふ心して合科のお色
小を拂ふと、我家の長女をの、主人おも
を市人より弟穀助ふものもあふよ、ゆめ
く市井て長病と、このるよ、心ほ
しく少くものあり、唐摺のうて重く智あふ
くとあり

六日去用不入しうい三忍使しそ起居をう
、ソふ多忍語忍奉者番登登して法きしきう
、小使番行中老ハ忍元長子金之丞元乃のしめ
父死して忍法くもの十七人日つうりハ公^土用を
候して掛香を進らさうふ

七日多居丹波守忠素と私をり松平右京亮輝和
西定をり松栢長門守西定之縁山少
信任院殿法合ふりり同しハ不赴くふりりみえ

女子小姓廻不入番十人

八日之縁山

信任院殿法合をしめふりり松平月満守康福
代多を同し子ふりり忍より使進了を堀田
掃子正順をしめ多忍語忍奉者番まうのりり法
多しり同し不末殿山
海明院殿亭殿小牧聖越中守貞長代多を同し
代伊奈半左衛門忠守小姓廻番既不進をりり

たひ茶穀拂應ふより救方の子なすふ

九日東叡山

淨園院殿堂牌ふの町郡伊勢守正倫代を又こ

塚山は法會中日ふを井伊皇部少輔直朗して

増上る才丈及び総をり山不在ふ等てふにこ

るの仰ふあり曰し法會ふより三夜より干草を

さくちふふ小姓廻番改格伊太守を束つ力有叙

爵して撰侍とぬふ又頃日茶穀三しく市井の

者等加増不及いその子法うささふへしと忠

孝小令さふふを津く浦くいふまをなし

法國の茶穀巴一方ハ忠孝の家人司ふより其

る公私と私願ふ解知くむへしとあり

十日之塚山

惇信院殿は法會結願ふより牧野越中守貞長代

急を回しりふより三夜使しては氣色伺ひ有る

諸皇奏者番りりのほふいと小養後廻支死を効

めし吾合石川土佐守政武所よりとあり中奥番
成徳齋正定西博目村とあり右右右つと改稱
そ作よりなり松平織部正急事法懋正尚修理の子
なりりしふより其をより中代正原の吏十二
人物をより小納戸酒井津子郎忠邦中兼小姓
とあり

十二日之縁山

博信院殿重慶へは急あり法法倉よりとありし

うハ指上る方丈小限紙百枚その化愚中へ物物
ありとふ合とありハ大老宿老少老へ法大必
其化より年中の礼儀之季の住祝及ひ異室の爲
曰号輕き品物ふハ可あり厚き不道へとありと
あり

十三日之縁山法法倉よりしふと里と家の方と
とありの君はまゝのけり老臣不謁して正しく回し
其智を在丹波守忠素時の後十二のちとありとみえ

まふ出羽國松山城を酒井不見守忠休卒をその
子大守政忠宗小造順二万五子不を初ふこの忠
休の實の支族國業直隆の男少して存不見守忠
縁の養子とあり享保十七年九月十日初見し
たてまつり里十一日忍法寺に歿すて山崎と稱
し延享四年三月十一日養老の子なり寛延元
年閏十月朔日古松のまふを龜子同く二年十月
六日西博の少老小結し不見守と改め宝曆十年

四月朔日 大澤不 信信院殿

信信院殿小附ささる色同く十一年八月三日
を留し存る小候しその月十五日本城の少老と
あり安永八年十二月十五日五子不を初ふ羽
松山小保葉くしとすの作を家うそく四月十
八日享七十四小まつりきぬこの日松平周助忠康
福阿部伊勢守正倫して一摺五部口流満口五男
孝之也こたひ田島郎左衛門あり徳川を稱しその

は願地松万石進せられしふより三家の家司と
しめしき園陽を庶福この事を傳ふ徳川幕内つ
の力こい牧野越中より長して仰はるはさるは使
番を改む祝歌香小理廻不門大徳寺改大坂目付
代令をさるふ又田舎郎あせ戸川山懐をさるは徳川
相換り親又ふい回の傳ふその郎を勤務とす
令をさるふ
十五日内沢館倉傳のそし杉平越中より定信を

め系親のお湯十一人尾郎より使して菓蓑鶴二
十六日大廣間へ出りひあ福の住居傳のそしこ
の日より伊左摺津を忍守斗うひとして市中の
人別改ありて産子小いたふまて人別不入也云
第一令波麦子合はるをあたて代科進て長考と
こしとありこの後二交結てと交この事あり
十七日と縁山

懐任院教法法倉の事をりりしと執まり松平左
京兵衛和而定まり松植長門守正定をのりし時
彼を初ひその地裏表の右平館の物物をあり表
門切を番の頭を色十と相忠丈病免長門守正定
十八日臨時お倉あり自本書院へ出沛あり奉教
一山の多事同くありしと定まりしと定まりしと
淨室附し聖目代樂人等ありしと定まりしと定まりしと
延法親王の將軍官不偏ありしと定まりしと定まりしと

本一奏金馬代進了きと定まりしと定まりしと定まりしと
此奥部忠孝正明と去りしと定まりしと定まりしと
小よと定まりしと定まりしと定まりしと定まりしと
と静謐小及ひしと定まりしと定まりしと定まりしと
終りのありしと定まりしと定まりしと定まりしと
長平傳しと定まりしと定まりしと定まりしと定まりしと
有徳院教法法倉の事をりりしと執まり松平左
京兵衛和而定まり松植長門守正定をのりし時
彼を初ひその地裏表の右平館の物物をあり表
門切を番の頭を色十と相忠丈病免長門守正定
十八日臨時お倉あり自本書院へ出沛あり奉教
一山の多事同くありしと定まりしと定まりしと定まりしと
淨室附し聖目代樂人等ありしと定まりしと定まりしと
延法親王の將軍官不偏ありしと定まりしと定まりしと

移さるふ大番不入の二十人けとて及世子
のもくとく使して橋垂法ありと云れ是を尋問せり
ふ又日先由つて有る中條河内守任義にて將軍
室下偏せりせしふより物物せりてとてくせり
子増とる方とて使番松お養とて尋問度下て同
品はうハきふ

二十日奉殿山

者徳院殿堂聖願

心親院殿堂牌ふははあり
廿二日臨時納倉あり酒井修理吉良忠孝とて
乾封の賜給ふとの二十八人松平澄政とて給起有
家六角越おき度者より一掃湯を渡政とて給起
ハ中將越おき度者ハ少将不任とてふをの
初許ふよふありり野部豊後守正徳酒井忠孝以
力宗共ふ封つしを謝し奉奉物を然とて日先を
り井戸原徳書弘佐とて給起

きく子園本國と華伊を國同く後利即改松平内
飛頭治政をいめそのあし多く証時服をいさ
てその芳を褒揚をいさ

この月令をいさるいさるをいさる穀の價をいさるいさる
いさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさる
いさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさる



いさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさる
いさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさるいさる

